

境港地区 高度衛生管理基本計画（概要）

《概要》

- ・境漁港は、特定第3種漁港（全国で13漁港）の一つ。
- ・まき網漁業、底びき網漁業及びかにかご漁業等日本海沖合漁業の拠点。
- ・国・県・市・市場関係者等からなる「さかいみなと漁港・市場活性化協議会」を設置し、衛生管理体制の構築について方向性を決定。



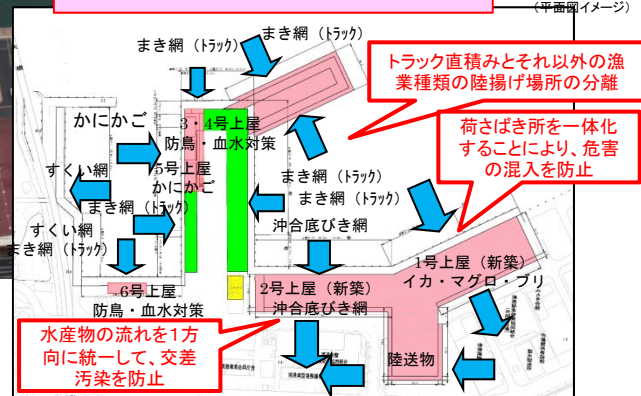
高度衛生管理対策の内容

- ・漁業種毎に陸揚エリアを設定
- ・搬入・搬出エリア等により区分（ゾーニング）
- ・人及び一般車両の入場管理
- ・囲壁による鳥獣類の侵入、糞尿や塵埃など異物混入防止
- ・電動フォークリフトの導入による排ガス汚染防止
- ・清浄海水の使用
- ・水産物や水質等の定期検査の実施など

高度衛生管理対象範囲
荷さばき所 1式 岸壁改良 等

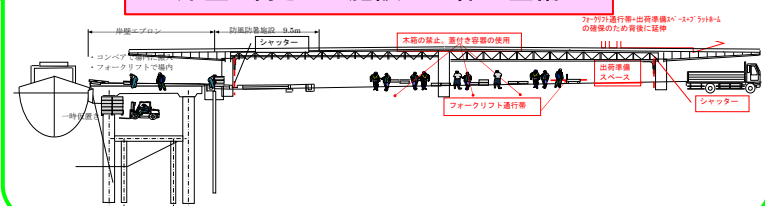


効率的な施設の再配置



整備後（イメージ）

岸壁と荷さばき施設の一体的整備



現在の状況



- ・ゾーニングが不徹底
- ・車両進入による排ガスの影響

- ・木箱の使用
- ・水産物を直接床に置いており、不衛生